

平成26年4月1日から

事業主の変更等により薬剤師国保を脱退せざるを得なかった方が引き続き薬剤師国保に残ることができるようになりました！

平成26年3月31日まで (旧)

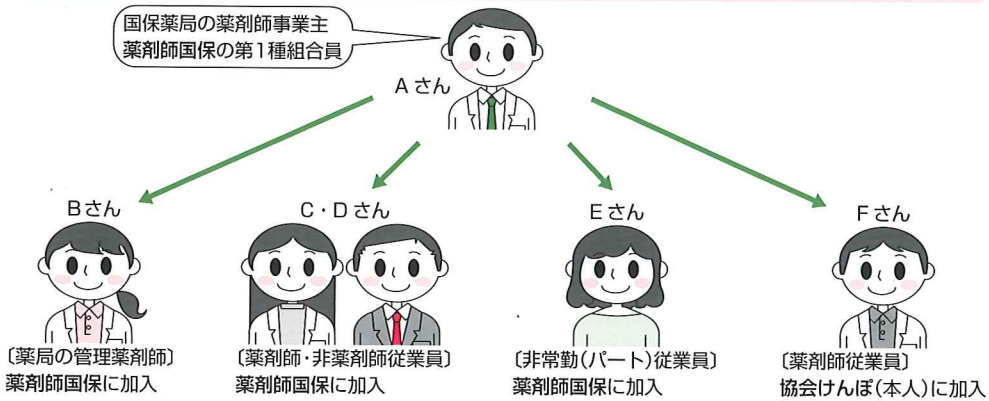
今までは薬剤師国保に加入している事業主が経営する事業所に勤務している従業員のみ薬剤師国保に加入することができました。

よって、事業主が変更になった際に変更後の事業主が薬剤師国保に加入していない場合は、その事業所に勤務する従業員の方は薬剤師国保を脱退しなければなりませんでした。

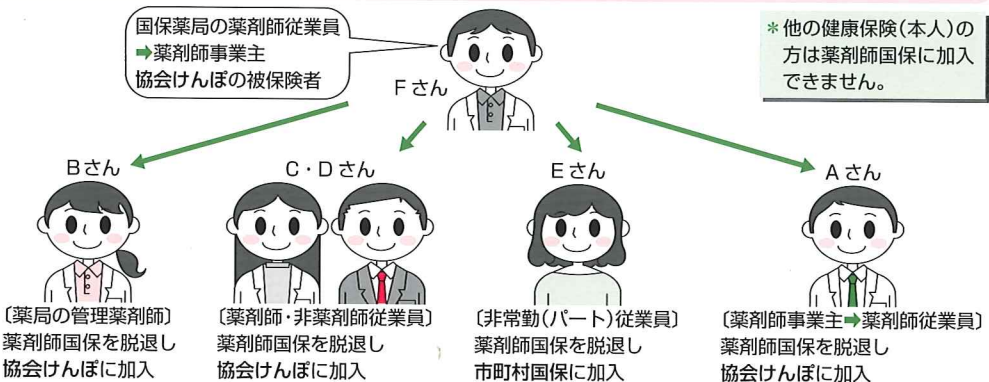
(例)

(有) 国保薬局 * 法人事業所

事業主のAさんとその薬局のFさん以外の従業員は薬剤師国保に加入しています



AさんからFさんへ事業主を変更しました



* Fさんは薬剤師国保に加入していないため、事業主Fさんが経営する薬局に勤務している従業員の方は薬剤師国保を脱退し協会けんぽもしくは他の保険へ移ることになります。

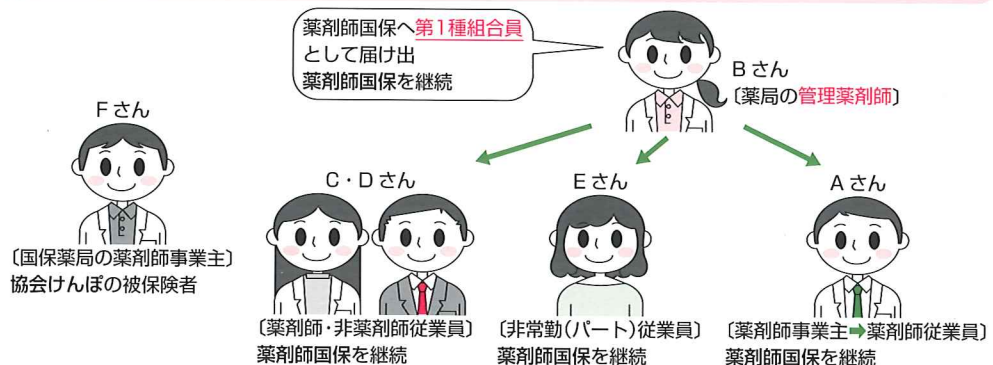
平成26年4月1日から (新)

薬剤師国保に加入している事業主が経営する事業所だけでなく、^{New}管理者が管理する事業所に勤務している従業員も薬剤師国保に加入できるようになりました。

よって、事業主が変更になった際に、その事業主が薬剤師国保に加入していない場合でも、**薬剤師国保に加入している管理者**を第1種組合員として薬剤師国保に届け出ることにより、その事業所に勤務する従業員の方は引き続き薬剤師国保に残ることができるようになりました。

(例)

左図の国保薬局の事業主をAさんからFさんへ変更したため、管理薬剤師のBさんを第1種組合員として薬剤師国保へ届け出ました



- * 常勤の従業員の方は協会けんぽか薬剤師国保のどちらかを選ぶことができます。
- * Bさんが第1種組合員として届け出た後は、薬剤師国保に関する諸手続き(従業員の加入、脱退等)はBさんを通して行うこととなります。
- * Bさんの保険料は第1種組合員の保険料(薬剤師従業員保険料+8,000円)となります。

● 第1種組合員とは

^{New}

神奈川県で薬局を経営する方若しくは**管理者**又は医薬品販売業を経営する方です。

● 年金について

- ・「健康保険の適用事業所」に常勤で勤務している方
薬剤師国保 + 厚生年金
- ・「健康保険の適用事業所」に非常勤(パート)で勤務している方
薬剤師国保 + 国民年金

* 従業員1人以上の法人事業所および従業員5人以上の個人事業所は「健康保険の適用事業所」となります。

● 加入できる地区は

神奈川県、東京都(島しょ除く)、千葉県、埼玉県、静岡県、山梨県のいずれかに住民票の住所がある方です。